

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(静岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

13 平成29年4月1日(次項において「権限移譲日」という。)の前日までに、職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

14 権限移譲日の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者が権限移譲日において引き続き本市の職員であるものが、権限移譲日前1年以内に法第28条第2項第1号の規定に該当して休職の処分を受けていた場合における当該職員の権限移譲日前の当該休職の期間については、第5条第3項本文の規定による減算の対象としない。

(静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年静岡市条例第7号)の一部を次

のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

- 5 平成29年3月31日までに、静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年静岡県条例第14号）の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第3条 静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例（平成15年静岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置)

- 7 第3条の規定にかかわらず、平成29年4月1日（以下この項において「権限移譲日」という。）の前日までに発生した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者が権限移譲日において引き続き本市の職員であるものに係る災害が、権限移譲日以後第3条各号に掲げる法律又は条例の規定に基づき、公務上の災害又は通勤による災害と認定された場合であっても、当該職員等に対する見舞金は、支給しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。